

市区町村別集計項目（推進体制等）

山梨県	
市区町村数	27

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	問1			問2－1	問2－2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 （2024年4月1日現在で有効なもの）				
			担当課(室)名	所 属	事 務 所 掌	庁 内 連 絡 会 議 の 有 無	諮 問 機 関 の 有 無	問3－1 有		問3－1 無	問4－1 有				問4－1 無	
								問3－2 条例名称	問3－2 公布日(西暦)	問3－2 施行日(西暦)	問3－3 現在の状況	問4－2 計画名称	問4－2 計画期間	問4－2 女性活躍推進法との関係	問4－3 計画策定の方法	問4－4 現在の状況
						12	16	22				24				
19	201	甲府市	人権男女参画課	1	2	1	1	甲府市男女共同参画推進条例	2003年3月26日	2003年4月1日		第4次こうふ男女共同参画プラン～あなたも、私も、だれもが自分らしく生きるまち～	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
19	202	富士吉田市	市民協働推進課	1	2	1	1	男女共同参画推進条例	2003年3月24日	2003年4月1日		第3次ふじよした男女共同参画プラン	2023年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
19	204	都留市	地域環境課	1	2	1	1	都留市男女共同参画基本条例	2000年3月24日	2000年3月24日		第3次都留市男女共同参画推進計画	2016年4月 ～ 2027年3月	1	1	
19	205	山梨市	地域資源開発課	1	2	1	1	山梨市男女共同参画推進条例	2005年4月25日	2005年4月25日		第4次山梨市男女共同参画基本計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
19	206	大月市	秘書広報課	1	2	1	1	大月市男女共同参画社会推進条例	2005年3月28日	2005年3月28日		大月市男女共同参画プラン	2024年4月1日 ～ 2034年3月31日	1	1	
19	207	韮崎市	財務政策課	1	2	2	1	韮崎市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年4月1日		第3次韮崎市男女共同参画推進計画「すべての人が自分らしく暮らせるまちにらさき」	2023年4月1日 ～ 2028年3月31日	1	1	
19	208	南アルプス市	市民活動支援課	1	2	1	1	南アルプス市男女共同参画推進条例	2006年12月25日	2007年2月1日		第2次南アルプス市男女共同参画基本計画南アルプスハーモニープラン	2015年4月1日 ～ 2025年3月31日	2	1	
19	209	北杜市	市民サービス課	1	2	1	1	北杜市男女共同参画推進条例	2006年3月14日	2006年4月1日		第2次北杜市男女共同参画推進プラン(ほくとほほえみ夢プラン)	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
19	210	甲斐市	市民活動支援課	1	2	1	1	甲斐市男女共同参画推進条例	2010年3月10日	2010年4月1日		第4次甲斐ヒューマンプラン	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
19	211	笛吹市	市民活動支援課	1	2	1	1	笛吹市男女共同参画推進条例	2011年9月28日	2011年9月28日		第4次笛吹市男女共同参画プラン「輝け男女笛吹プラン」	2021年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
19	212	上野原市	総務課	1	2	2	1	上野原市男女共同参画推進条例	2015年3月30日	2015年4月1日		第2次上野原スマイルプラン	2015年4月 ～ 2025年3月	2	1	
19	213	甲州市	市民課	1	2	1	1	甲州市男女共同参画推進条例	2016年3月18日	2016年4月1日		第3次甲州市男女共同参画推進計画	2022年4月1日 ～ 2032年3月31日	1	1	
19	214	中央市	企画課	1	2	1	2	中央市男女共同参画推進条例	2017年12月19日	2018年4月1日		拓け中央輝きプラン	2017年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
19	346	市川三郷町	政策推進課	1	2	2	1	市川三郷町男女共同参画推進条例	2007年9月14日	2007年9月14日		第4次市川三郷町男女共同参画プラン～輝く笑顔いちかわみさと～	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	1	1	
19	364	早川町	総務課	1	2	2	2	早川町男女共同参画社会推進条例	2004年6月14日	2004年6月14日		はやかわ男女いきいきプラン	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
19	365	身延町	企画政策課	1	2	2	1	身延町男女共同参画推進条例	2006年9月21日	2006年9月21日		第2次みのぶヒューマンプラン	2019年4月1日 ～ 2029年3月31日	1	1	
19	445	南部町	総務課	1	2	2	1	南部町男女共同参画推進条例	2005年3月25日	2005年3月25日		第3次南部町ヒューマンプラン	2018年10月 ～ 2028年9月	1	1	
19	368	富士川町	政策秘書課	1	2	2	1	富士川町男女共同参画推進条例	2014年6月19日	2014年7月1日		第二次富士川町男女共同参画基本計画「すべての人が輝くふじかわ推進プラン」	2021年4月 ～ 2026年3月	1	1	
19	384	昭和町	企画財政課	1	2	2	2	昭和町男女共同参画推進条例	2011年9月26日	2011年10月1日		「共に生き活き輝け昭和」 第3次昭和町男女共同参画基本計画	2023年4月 ～ 2033年3月	1	1	
19	422	道志村	総務課	1	2	2	2				4					2
19	423	西桂町	総務課	1	2	2	2				4	西桂町第3次男女共同参画計画	2023年4月 ～ 2032年3月	1	1	
19	424	忍野村	総務課	1	2	1	2	忍野男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第3次忍野ハーモニープラン	2017年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
19	425	山中湖村	総務課	1	2	2	2	山中湖村男女共同参画推進条例	2004年10月1日	2004年10月1日		第4次山中湖いきいきプラン	2014年4月1日 ～ 2018年3月31日	2	1	
19	429	鳴沢村	総務課	1	2	2	2				4	鳴沢村長期総合計画	2022年4月1日 ～ 2027年3月31日	2	2	
19	430	富士河口湖町	政策企画課	1	2	2	2	富士河口湖町男女共同参画推進条例	2011年3月7日	2011年4月1日		富士河口湖町男女共同参画計画「第2次ふじサンプラン」	2016年4月1日 ～ 2026年3月31日	1	1	
19	442	小菅村	小菅村教育委員会	2	2	2	2				4					2
19	443	丹波山村	教育委員会事務局	2	2	2	2				4					2

＜選択肢回答＞

所 属

- 1 首長部局
2 教育委員会

事 務 所 掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
2 無

諮問機関

- 1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2025年3月末までの制定を目途に検討中
2 2024年度以降の制定を目途に検討中
3 その他
4 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4－2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
2 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2024年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6－1		問6－4 所在地等						問6－3 施設形態		問6－5 管理・運営主体						
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			1							0	1	1	0	0	1	0	0		
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター		400-0858	山梨県甲府市相生2-17-1	055-237-5209	055-222-2062	https://www.city.kofu.yamanashi.jp/nadeshiko-plus/activewoman/shienjigyo.html#shisetsu		○	○			○				
19	202	富士吉田市																	
19	204	都留市																	
19	205	山梨市																	
19	206	大月市																	
19	207	韮崎市																	
19	208	南アルプス市																	
19	209	北杜市																	
19	210	甲斐市																	
19	211	笛吹市																	
19	212	上野原市																	
19	213	甲州市																	
19	214	中央市																	
19	346	市川三郷町																	
19	364	早川町																	
19	365	身延町																	
19	445	南部町																	
19	368	富士川町																	
19	384	昭和町																	
19	422	道志村																	
19	423	西桂町																	
19	424	忍野村																	
19	425	山中湖村																	
19	429	鳴沢村																	
19	430	富士河口湖町																	
19	442	小菅村																	
19	443	丹波山村																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男 女 共 同 参 画 ・ 女 性 の た め の 総 合 的 な 施 設 (2024 年 4 月 1 日 現 在 で 開 設 済 の 施 設)														
			問6－1 名 称	問6－2 設立年月日	問6－6 職員数(人)		問6－7 予算額 (千円)	問6－8 主 な 事 業									
					常勤 の 定 め が な い 職 員	非常勤 (雇用)期間 の 定 め が あ る 職 員		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			1					1	1	1	1	0	1	0	0	0	
19	201	甲府市	甲府市男女共同参画センター	2003年4月1日	5	4	9,293	○	○	○	○		○				男女共同参画推進事業等
19	202	富士吉田市															
19	204	都留市															
19	205	山梨市															
19	206	大月市															
19	207	韮崎市															
19	208	南アルプス市															
19	209	北杜市															
19	210	甲斐市															
19	211	笛吹市															
19	212	上野原市															
19	213	甲州市															
19	214	中央市															
19	346	市川三郷町															
19	364	早川町															
19	365	身延町															
19	445	南部町															
19	368	富士川町															
19	384	昭和町															
19	422	道志村															
19	423	西桂町															
19	424	忍野村															
19	425	山中湖村															
19	429	鳴沢村															
19	430	富士河口湖町															
19	442	小菅村															
19	443	丹波山村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首 長、自 治 会 長 等 の 状 況 (2024年7月1日現在)														
			問7-1			市 区 長 数	うち 女性 市区 長数	女性 比率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女性 副市 区長 数	女性 比率 (%)	町 村 長 数	うち 女性 町村 長数	女性 比率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女性 副町 村長 数	女性 比率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女性 自治 会長 数	女性 比率 (%)
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称	宣 言 の 形 態															
				6		13	0	0.0	12	0	0.0	14	0	0.0	8	1	12.5	2,127	69	3.2
19	201	甲府市	2013年6月20日	甲府市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							511	24	4.7
19	202	富士吉田市				1	0	0.0	1	0	0.0							33	0	0.0
19	204	都留市	2001年3月4日	男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	0	0								88	8	9.1
19	205	山梨市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	4	4.5
19	206	大月市				1	0	0.0	0	0								171	6	3.5
19	207	韮崎市				1	0	0.0	1	0	0.0							98	3	3.1
19	208	南アルプス市	2006年12月25日	南アルプス市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							86	1	1.2
19	209	北杜市	2011年11月1日	北杜市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							122	1	0.8
19	210	甲斐市				1	0	0.0	1	0	0.0							136	3	2.2
19	211	笛吹市	2015年3月15日	笛吹市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							132	1	0.8
19	212	上野原市				1	0	0.0	1	0	0.0							111	1	0.9
19	213	甲州市	2019年6月21日	甲州市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							100	3	3.0
19	214	中央市				1	0	0.0	1	0	0.0							60	0	0.0
19	346	市川三郷町										1	0	0.0	0	0		53	2	3.8
19	364	早川町										1	0	0.0	1	0	0.0	29	0	0.0
19	365	身延町										1	0	0.0	1	0	0.0	128	4	3.1
19	445	南部町										1	0	0.0	0	0		28	2	7.1
19	368	富士川町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	0	0.0
19	384	昭和町										1	0	0.0	1	0	0.0	12	0	0.0
19	422	道志村										1	0	0.0	0	0		28	4	14.3
19	423	西桂町										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
19	424	忍野村										1	0	0.0	1	0	0.0	3	0	0.0
19	425	山中湖村										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
19	429	鳴沢村										1	0	0.0	0	0		2	0	0.0
19	430	富士河口湖町										1	0	0.0	1	1	100.0	67	2	3.0
19	442	小菅村										1	0	0.0	0	0		8	0	0.0
19	443	丹波山村										1	0	0.0	1	0	0.0	8	0	0.0

<選択肢回答>
男女共同参画に関する宣言
宣言の形態
1 首長声明
2 議会の議決
3 庁内連絡会議の決定
4 その他

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値								問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード													
			問8-1				問8-2							(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																
			目標値 (%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)				審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性数委員	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他
							541	454	7,874	2,092	26.6																						
		小計																															
19	201	甲府市	40.0	2028年3月		46	39	647	165	25.5	地方自治法第202条の3に該当する審議会等数	46	39	647	165	25.5	6	4	37	7	18.9	40	5	12.5	41	5	12.2	2	2024年8月14日	2	2024年8月14日	1	
19	202	富士吉田市				0	0	0	0			15	14	252	82	32.5	6	2	37	4	10.8	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
19	204	都留市	40.0	2027年3月		34	30	456	108	23.7	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	34	30	456	108	23.7	5	2	27	3	11.1	19	5	26.3	20	5	25.0	1		1		1	
19	205	山梨市	30.0	2027年3月		35	31	464	125	26.9	市の外部審議会等委員	25	24	388	102	26.3	6	3	37	4	10.8	53	8	15.1	54	8	14.8	1		1		1	
19	206	大月市	25.0	2034年3月		13	10	317	61	19.2		13	10	317	61	19.2	5	2	29	3	10.3						1		1		1		
19	207	韮崎市	40.0	2027年3月		26	24	594	191	32.2	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	24	594	191	32.2	6	4	38	5	13.2	25	8	32.0	26	8	30.8	1		1		1	
19	208	南アルプス市	45.0	2025年3月		58	47	915	261	28.5		44	37	633	153	24.2	6	3	37	3	8.1	30	6	20.0	31	6	19.4	1		1		1	
19	209	北杜市		2026年3月	2026年3月まで33.2%	27	25	554	165	29.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	27	25	554	165	29.8	6	3	65	5	7.7	39	3	7.7	40	3	7.5	1		1		1	
19	210	甲斐市	30.0	2026年3月		55	41	1,052	258	24.5	地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、法令又条例の定めるところにより、市長が設置する附属機関及び有識者等の意見を聴取し、市政に反映させることを目的とした規則、要綱、その他の規定に基づく審議会、委員会、協議会等	41	32	906	226	24.9	6	3	37	4	10.8	25	7	28.0	26	7	26.9	1		1		1	
19	211	笛吹市	30.0	2025年3月		57	40	640	191	29.8	地方自治法に基づく範囲内	46	30	534	171	32.0	6	4	57	7	12.3	26	2	7.7	27	2	7.4	1		1		1	
19	212	上野原市				0	0	0	0			19	10	320	60	18.8	5	1	41	2	4.9	29	4	13.8	30	4	13.3	1		1		1	
19	213	甲州市	50.0	2032年3月		26	25	359	99	27.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	25	359	99	27.6	6	2	55	3	5.5	30	3	10.0	31	3	9.7	1		1		1	
19	214	中央市	30.0	2025年3月		44	37	523	145	27.7	審議会・附属機関	23	18	223	49	22.0	6	4	31	6	19.4						1		1		1		
19	346	市川三郷町	34.0	2025年3月		36	27	449	99	22.0		29	23	367	85	23.2	5	2	25	2	8.0	20	2	10.0	21	2	9.5	1		1		1	
19	364	早川町				0	0	0	0			6	4	81	9	11.1	6	2	24	3	12.5						1		1		1		
19	365	身延町	30.0	2020年		14	10	165	28	17.0	地方自治法(第202の3)に基づく審議会等	14	10	165	28	17.0	6	3	31	3	9.7	23	1	4.3	24	1	4.2	1		1		1	
19	445	南部町				0	0	0	0			13	8	170	28	16.5	6	4	31	4	12.9	25	2	8.0	26	2	7.7	1		1		1	
19	368	富士川町	30.0	2026年3月		27	22	270	74	27.4	地方自治法第202条の3と第180条の5に基づく審議会・委員会等	20	19	218	69	31.7	6	2	30	2	6.7						1		1		1		
19	384	昭和町	32.0	2033年3月		14	6	83	16	19.3	審議会と地方自治法に定める委員会のみ	14	10	177	37	20.9	6	2	29	3	10.3	31	5	16.1	32	5	15.6	1		1		1	
19	422	道志村				0	0	0	0			6	5	52	12	23.1	5	2	22	3	13.6	14	2	14.3	15	2	13.3	1		1		1	
19	423	西桂町				0	0	0	0			5	4	75	12	16.0	6	2	27	3	11.1	31	2	6.5	32	2	6.3	1		1		1	
19	424	忍野村	30.0	2026年3月		8	28	129	28	21.7		9	6	114	28	24.6	6	4	31	6	19.4	15	0	0.0	16	0	0.0	1		1		1	
19	425	山中湖村				0	0	0	0			6	3	69	5	7.2	6	1	25	1	4.0	22	3	13.6	23	3	13.0	1		1		1	
19	429	鳴沢村				0	0	0	0			4	2	41	8	19.5	6	3	26	5	19.2	17	0	0.0	18	0	0.0	1		1		1	
19	430	富士河口湖町	30.0	2026年3月		21	12	257	78	30.4		15	11	226	76	33.6	6	1	31	2	6.5	36	13	36.1	37	13	35.1	1		1		1	
19	442	小菅村				0	0	0	0			4	1	34	3	8.8	5	1	21	2	9.5	8	0	0.0	9	0	0.0	1		1		1	
19	443	丹波山村				0	0	0	0			4	1	27	2	7.4	5	2	19	2	10.5	7	0	0.0	8	0	0.0	1		1		1	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の 範囲				問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況					(再掲) 市町村防災会議 (委員のみ)			(再掲) 市町村防災会議 (会長を含む)			
			目 標 値 (%)	目 標 年 度	審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)		審 議 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	委 員 会 等 数	うち を 含 む 女 性 委 員 数	総 委 員 数	うち 女 性 等 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)	総 委 員 数	うち 女 性 数 委 員	女 性 比 率 (%)			
														11	11	237	90	38.0	1	0	3	0	0.0						
		甲府市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富士吉田市												1	1	35	19	54.3	0	0	0	0	0.0						
		都留市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山梨市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		大月市												3	3	50	17	34.0	1	0	3	0	0.0						
		韮崎市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南アルプス市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		北杜市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		甲斐市												2	2	30	9	30.0	0	0	0	0	0.0						
		笛吹市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		上野原市												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		甲州市												2	2	48	25	52.1	0	0	0	0	0.0						
		中央市												1	1	20	6	30.0	0	0	0	0	0.0						
		市川三郷町												2	2	54	14	25.9	0	0	0	0	0.0						
		早川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		身延町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		南部町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富士川町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		昭和町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		道志村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		西桂町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		忍野村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		山中湖村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		鳴沢村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		富士河口湖町												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		小菅村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						
		丹波山村												0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0						

調査時点コード	1	2024年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																問11-2 職務上の地位別職員在職状況										問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5																							
			うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						調査時点コード	その他	うち管理職数						調査時点コード	その他																								
			管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち一般行政職		部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職		係長相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち一般行政職			防災・危機管理部局職員数	うち女性数	女性比率(%)		女性数	女性比率(%)				女性数	女性比率(%)																					
						管理職総数	うち女性理職管数				女性比率(%)	部局長相当職				うち女性数	女性比率(%)				次長相当職	うち女性数				女性比率(%)														課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)															
																																														管理職総数	うち女性理職管数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長相当職	うち女性数	女性比率(%)	係長相当職	うち女性数	女性比率(%)
			945	153	16.2	735	106	14.4	125	8	6.4	104	7	6.7	84	8	9.5	42	6	14.3	736	137	18.6	589	93	15.8	624	215	34.5	499	150	30.1	1,478	521	35.3	1,157	361	31.2			127	12	9.4		29	1	3.4													
19 201	甲府市		193	22	11.4	114	11	9.6	22	0	0.0	17	0	0.0	71	6	8.5	29	4	13.8	100	16	16.0	68	7	10.3	184	43	23.4	119	17	14.3	284	97	34.2	187	37	19.8	1			20	3	15.0	5	0	0.0	1												
19 202	富士吉田市		79	20	25.3	68	13	19.1	14	2	14.3	13	2	15.4	11	2	18.2	11	2	18.2	54	16	29.6	44	9	20.5	90	42	46.7	90	42	46.7	144	72	50.0	88	57	64.8	1			7	0	0.0	3	0	0.0	1												
19 204	都留市		29	6	20.7	25	5	20.0	7	2	28.6	5	1	20.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	4	18.2	20	4	20.0	27	10	37.0	24	9	37.5	60	14	23.3	55	14	25.5	1			4	1	25.0	1	0	0.0	1												
19 205	山梨市		27	1	3.7	25	1	4.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	1	3.7	25	1	4.0	43	16	37.2	27	4	14.8	38	5	13.2	34	5	14.7	1			6	1	16.7	2	0	0.0	1												
19 206	大月市		26	3	11.5	17	3	17.6	5	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	13	3	23.1	0	0	0.0	0	0	0.0	58	14	24.1	46	14	30.4	1			4	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 207	韮崎市		23	2	8.7	17	1	5.9	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	23	2	8.7	17	1	5.9	5	2	40.0	4	1	25.0	51	27	52.9	35	15	42.9	1			4	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 208	南アサヒ平		82	17	20.7	59	6	10.2	12	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	70	17	24.3	47	6	12.8	57	20	35.1	46	14	30.4	71	21	29.6	40	5	12.5	1			7	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 209	北杜市		116	22	19.0	87	15	17.2	31	2	6.5	27	2	7.4	0	0	0.0	0	0	0.0	85	20	23.5	60	13	21.7	15	8	53.3	13	6	46.2	103	38	36.9	102	37	36.3	1			5	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 210	甲斐市		57	15	26.3	57	15	26.3	14	1	7.1	14	1	7.1	0	0	0.0	0	0	0.0	43	14	32.6	43	14	32.6	0	0	0.0	0	0	0.0	88	36	40.9	85	33	38.8	1			9	2	22.2	2	1	50.0	1												
19 211	笛吹市		60	8	13.3	54	8	14.8	12	1	8.3	11	1	9.1	1	0	0.0	1	0	0.0	47	7	14.9	42	7	16.7	47	13	27.7	45	10	22.2	83	32	38.6	59	20	33.9	1			8	2	25.0	1	0	0.0	1												
19 212	上野原市		20	1	5.0	16	1	6.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	1	5.0	16	1	6.3	2	0	0.0	0	0	0.0	54	11	20.4	37	6	16.2	1			3	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 213	甲州市		21	3	14.3	18	3	16.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	3	14.3	18	3	16.7	55	22	40.0	45	17	37.8	55	24	43.6	41	19	46.3	1			4	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 214	中央市		28	7	25.0	0	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	7	31.8	0	0	0.0	6	5	83.3	1	0	0.0	47	14	29.8	47	14	29.8	1			6	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 346	市川三郷町		19	3	15.8	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	3	15.8	19	3	15.8	0	0	0.0	0	0	0.0	47	14	29.8	47	14	29.8	1			4	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 364	早川町		7	1	14.3	7	1	14.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	7	1	14.3	7	1	14.3	12	4	33.3	12	4	33.3	10	3	30.0	9	2	22.2	1			2	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 365	身延町		20	1	5.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	1	5.0	18	1	5.6	0	0	0.0	0	0	0.0	105	40	38.1	77	24	31.2	1			6	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 445	南部町		28	3	10.7	28	3	10.7	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	28	3	10.7	28	3	10.7	10	3	30.0	10	3	30.0	29	14	48.3	28	7	25.0	1			5	1	20.0	2	0	0.0	1												
19 368	富士川町		19	4	21.1	19	4	21.1	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	19	4	21.1	19	4	21.1	26	12	46.2	26	12	46.2	30	10	33.3	30	10	33.3	1			3	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 384	昭和町		17	4	23.5	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	4	23.5	16	3	18.8	0	0	0.0	0	0	0.0	32	10	31.3	31	9	29.0	1			2	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 422	道志村		7	2	28.6	6	2	33.3	2	0	0.0	1	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	5	2	40.0	5	2	40.0	2	0	0.0	2	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	1			1	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 423	西桂町		7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	11	5	45.5	10	4	40.0	3	2	66.7	2	1	50.0	1			1	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 424	忍野村		12	4	33.3	12	4	33.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	12	4	33.3	12	4	33.3	4	1	25.0	4	1	25.0	13	3	23.1	13	3	23.1	1			2	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 425	山中湖村		10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	10	1	10.0	10	1	10.0	9	1	11.1	9	1	11.1	22	5	22.7	21	5	23.8				2	0	0.0	0	0	0.0	1												
19 429	鳴沢村		8	1	12.5	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	8	1	12.5	7	0	0.0	4	1	25.0	2	0	0.0	9	2	22.2	8	1	12.5	1			2	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 430	富士河口湖町		20	2	10.0	19	2	10.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	2	10.0	19	2	10.5	15	7	46.7	10	5	50.0	38	12	31.6	31	8	25.8	1			3	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 442	小菅村		4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	4	0	0.0	4	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	3	1	33.3	3	1	33.3	1			2	0	0.0	1	0	0.0	1												
19 443	丹波山村		6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	6	0	0.0	6	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	1			5	2	40.0	1	0	0.0	1												

調査時点	議会関係は2024年7月1日（その他2024年4月1日）
------	------------------------------

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。															
問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。															
問12-2 問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。															
問12-3 問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。															
問12-4 問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
問12-5 問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。															
問12-6 問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)															
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。															
左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。															
議 会 名															
1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。															
1. 労働基準法65条の産前産後期間より短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。															
1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。															
1. あり 2. なし 3. その他															
その他具体例															
配偶者の 出産															
育児															
家族の 看護															
家族の 介護															
疾病															
その他															
6	1の合計	24	0	17	1		16	15	15	15	16	11			
7	2の合計	2	15	7	23		5	4	5	4	8	0			
1	3の合計	0	3		0		0	0	0	0	0	0			
12	4の合計	1	6				6	8	7	8	3	0			
19 201	甲府市	1	第2 職員は、婚姻等により戸籍姓を改めた後も旧姓の使用を希望するときは、任命権者の承認を受けなければならない。 甲府市議会	1	3	1	第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			1	1	1	1	1	1
19 202	富士吉田市	2	富士吉田市議会	1	2	1	富士吉田市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			1	1	1	1	1	
19 204	都留市	1	都留市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 都留市議会	1	2	1	都留市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない理由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (宿所又は連絡所の届出) 2			1	1	1	1	1	1
19 205	山梨市	1	山梨市職員旧姓使用取扱規程 第4条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、婚姻等の事実が発生した後速やかに旧姓使用申出書(様式第1号)により、所属長を経由して任命権者に申し出なければならない。 2 任命権者は、前項の規定による申出を承認したときは、旧姓使用に関する承認通知書(様式第2号)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 山梨市議会	1	3	1	山梨市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			2	2	2	2	2	
19 206	大月市	2	大月市議会	1	2	1	大月市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			1	1	1	1	1	
19 207	韮崎市	1	韮崎市職員旧姓使用取扱規程 第4条の2 職員は、専ら職員の間で使用している文書等で法令、条例その他の規程に反するおそれがなく、かつ、職務の遂行又は事務を処理するうえで誤解又は混乱を招くおそれのないものと認めるものにおいて、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することができる。 2 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認(中止)申請書(第4号様式)を所属長を経て人事主管課長に提出しなければならない。この場合において、旧姓を使用している職員が、当該旧姓の使用を中止しようとするときについても、同様とする。 3 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たり、常に市民、他の職員等に誤解又は混乱を生じさせないよう努めなければならない。 韮崎市議会	1	2	1	韮崎市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産(配偶者の出産を含む、第82条第2項において同じ。))のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			1	1	1	1	1	1
19 208	南アルプス市	1	南アルプス市職員の旧姓使用に関する規程 (旧姓使用) 第2条 職員は、法令等の規定に反するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。 南アルプス市議会	1	4	2	2			4	4	4	4	2	
19 209	北杜市	2	北杜市議会	1	2	1	北杜市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			1	1	1	1	1	1
19 210	甲斐市	2	甲斐市議会	1	4	2	2			4	4	4	4	4	
19 211	笛吹市	2	笛吹市議会	1	2	1	笛吹市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 2			2	4	4	4	2	

市	区	町	村	市議会議員の両立支援体制に関する調査		市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査														
						問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5		問12-6		問12-7						
道	区	府	町	区	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
県	村	町	コ	コ	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
19	212	上野原市	1		上野原市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続き等に関して必要な事項を定めるものとする。	上野原市議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2		
19	213	甲州市	4			甲州市議会	1	2	1	甲州市市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	214	中央市	3			中央市議会	1	2	1	中央市議会会議規則 第2条 第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条 第2項 委員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	346	市川三郷町	4			市川三郷町議会	2							4	4	4	4	2		
19	364	早川町	4			早川町議会	1	2	1	早川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定に関わらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
19	365	身延町	4			身延町議会	1	2	1	身延町議会会議規則 (欠席の届け出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定に関わらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
19	366	南部町	4			南部町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2		
19	368	富士川町	4			富士川町議会	1	2	1	富士川町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
19	384	昭和町	2			昭和町議会	1	2	1	昭和町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		昭和町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第5条 議員に長期欠席が生じたときの議員報酬の額は、議員報酬等条例の規定により支給されるべき議員報酬に第3条第1項の規定による届け出のあった日(その日前から長期欠席の理由と同様の理由により、町議会の会議等に出席しなかった事実があったと認められるときは、当該事実が発生した日)から同条第2項の規定による届出のあった日の前日までの期間(以下「長期欠席の期間」という。))に応じて、次の表に定める減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。 長期欠席期間 90日を超えて180日以下であるとき 減額割合 100分の20	1	1	1	1	1	1	
19	422	道志村	4			道志村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	1		
19	423	西桂町	4			西桂町議会	1	4	2		2			1	2	2	2	2	1	

都	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市	市
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

調査時点	議会関係は2024年7月1日(その他2024年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査															問13 男女共同参画 担当部局又は 男女共同参画 センターの具 体的な役割が 明確に位置づ けられている か。	問13-1 左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
			問12-8 議員の利用することのできる 保育施設等が議会に設置ま たは提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる 授乳室等が議会に設置ま たは提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防 止に関する取組(ハラスメン ト防止に関する議員向け研 修を除く。)を行っています か。	問12-11 問12-10で1. を選択した場合、 行っている取組みは、次のうち どれか。	問12-12 問12-11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入 してください。			問12-13 ハラスメント防止に関する議 員向け研修を行っています か。	問12-14 当該研修において、令和4年4 月に内閣府が公表した教材動 画「政治分野におけるハラス メント防止研修教材」を利用 している又は利用する予定は ありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修 (ハラスメント防止に関する もの以外)を行っています か。	問12-16 議会において、通称又は旧姓 の使用を認めていますか。	問12-17 問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記 入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のた めに実施していることがあ ればご記入ください。				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1 ・ハラスメント防止に関する規定がある	2 ・ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 ・その他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っており、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在、研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定は、次のとおり。 3. 研修において利用していない又は現在、研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定は、次のとおり。 4. 研修において利用していない又は現在、研修を行っているが、今後行う研修で利用する予定は、次のとおり。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っており、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、過去に使用した事例もない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
			0	2	3						6	5	3	2			1		
			0	3	8	2	0	1			7	7	4	2			22		
			0	0	16						14	1	20	1			2		
			27	22										22					
19	201	甲府市	4	4	3						1	1	3	1	甲府市議会議員旧姓使用取扱要綱 (目的)第1 この要綱は、甲府市議会議員(以下「議員」という。)が戸籍上の氏に代えて旧姓を議員活動に使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。		2		
19	202	富士吉田市	4	4	2						1	2	3	4					
19	204	都留市	4	2	2						2	2	2	3			2		
19	205	山梨市	4	4	1			3	ハラスメント防止に対するリーフレットを配布		2	3	3	2			2		
19	206	大月市	4	4	3						2	2	3	4			2		
19	207	韮崎市	4	4	3						3		3	4			2		
19	208	南アルプス市	4	4	1	1					1	1	1	4		●「地方議会における男女共同参画の推進」についての研修を実施した。 ●シニア平等について、市民とともに学ぶ学習会を実施した。	2		
19	209	北杜市	4	4	3						3		3	4			2		
19	210	甲斐市	4	4	2						2	2	3	4			2		
19	211	笛吹市	4	1	1	1					1	1	1	4			2		
19	212	上野原市	4	4	3						3		3	4			2		
19	213	甲州市	4	4	3						3		3	4		なし	2		
19	214	中央市	4	4	2						1	1	3	4			2		
19	346	市川三郷町	4	1	2						3	0	2	4			2		
19	364	早川町	4	2	3						3		3	4			2		
19	365	身延町	4	4	3						3		3	2		特になし	2		
19	366	南部町	4	4	3						3		3	4			2		
19	368	富士川町	4	2	3						3		3	4			2		
19	384	昭和町	4	4	3						2	2	1	1	昭和町議会議員の通称名等の使用に関する規定 第2条第1項 議員は、前条の通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用申請書(様式第1号)を議長に提出し、承認を得なければならない。第2項 議長は、前項の申請書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。		2		

都	市	市	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
			問12－8	問12－9	問12－10	問12－11			問12－12	問12－13	問12－14	問12－15	問12－16	問12－17	問12－18	問13	問13－1
			議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12－10で1. を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。			問12－11で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16で、1. を選択した場合 該当部分の条文(本文)を記入してください。	政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	左記で、1. を選択した場合 該当部分の規定を記入してください。
道	区	区	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1 ハラスメント等防止に関する規定	2 ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している	3 その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
19	422	道志村	4	4	3					3	0	3	4			1	道志村地域防災計画 第3章 防災の基本方針 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も必要である。
19	423	西桂町	4	4	3					3		3	4			2	
19	424	忍野村	4	4	3					3	0	3	4			2	
19	425	山中湖村	4	4	3					3		3	4			2	
19	429	鳴沢村	4	4	2					1	1	2	4			3	
19	430	富士河口湖町	4	4	2					2	2	2	4				
19	442	小菅村	4	4	2					2	2	3	4			3	
19	443	丹波山村	4	4	3					3	0	3	4			2	